

市民税・県民税特別徴収税額決定通知書の誤送付について

平成 29 年度市民税・県民税特別徴収税額決定通知書（以下、「通知書」という。）の送付において、平成 29 年 6 月 7 日までに、4 件 9 人分について誤送付したため、マイナンバーを含む個人情報の漏えいが発生しました。

ご迷惑をおかけしました皆さまにお詫びするとともに、市民の皆さまの信頼を損ねたことにつきまして心からお詫びを申し上げ、今後はこのようなことがないよう再発防止に努めてまいります。

1 通知書送付総件数

定期課税分（5 月 15 日発送）：約 15 万件（約 145 万人分）  
5 月異動処理分（5 月 29 日発送）：約 1 万 3 千件（約 1 万 8 千人分）

2 通知書記載の個人情報

住所、氏名、マイナンバー（個人番号）、所得・税額等の課税情報

3 事故の概要

(1) 誤送付 4 件の内訳（4 事業者 計 9 人）

事案	通知書送付	内容	誤送付人数
1	定期課税	課税データ（特徴義務者番号）の誤入力 A社から提出された給与支払報告書を元に課税データを作成する際に、誤ってB社の番号を設定して処理を行った。	1 人分
2	定期課税	課税データ（特徴義務者番号）の誤入力 C社の従業員の給与支払報告書を誤ってD社の従業員として整理し、そのまま入力処理を行った。	1 人分
3	定期課税	課税データ（特徴義務者番号）の誤入力 E社の従業員の給与支払報告書を誤ってF社の従業員として整理し、そのまま入力処理を行った。	6 人分
4	5 月異動	課税データ（特徴義務者番号）の誤入力 G社から提出された給与支払報告書を元に課税データを作成する際に、誤ってH社の番号を設定して処理を行った。	1 人分

(2) 判明の経緯

いずれも、通知書を受領した事業者の給与事務担当者より、従業員以外の通知が含まれている旨の連絡が本市に寄せられたことで判明したものです。

(3) 被害状況

誤って通知書が送付された事業所の給与事務（マイナンバー取扱事務）担当者に個人情報が流出しました。

なお、給与事務担当者以外への個人情報の流出はありません。

#### 4 対応

すべての事案において、誤送付された通知書を回収済みです。

また、個人情報漏えいした納税者、誤送付を受けた事業者、本来送付すべき事業者に対して謝罪及び説明を行いました。

#### 5 原因

##### (1) 事案 1～3

給与支払報告書の入力事務（委託業務）における受託事業者の処理誤り及び確認作業の不足によるものです。

##### (2) 事案 4

本市職員の入力事務における処理誤り及び確認作業の不足によるものです。

#### 6 再発防止策

受託事業者に対し、給与支払報告書のデータ入力の誤り防止に向け、書類の確認の徹底などの事務手順の見直し及び、システムを活用したチェック体制の強化など、改善策を早急に報告するよう指示しています。

同時に、本市職員一人ひとりが個人情報を扱う税務事務の重要性を再認識するとともに、入力作業時のチェック・確認作業を強化するなど、再発防止の徹底に努めてまいります。

<b>お問合せ先</b>
財政局税務課長 室 雄司 Tel 045-671-2189